

## 資料4 用語(キーワード)の解説

①	新体系移行	障害者自立支援法施行以前に身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等に基づき実施されていたサービス体系を、障害者自立支援法の新たな体系に各施設ごとに移行させていくこと。平成23年度末までに順次、障害者自立支援法に基づく施設サービス体系に移行することになる。	P10
②	障害者施設入所者	指定施設支援を行なう施設のうち、入所型のサービスを利用している障害者。	P15
③	入所施設サービス	旧知的障害者福祉法、および旧身体障害者福祉法に基づき行われる入所施設サービス。知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設の5つのサービスがある。	P15
④	通所授産施設	入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を行う通所施設。	P18
⑤	官公需	国や公団、地方自治体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすること。国は官公需にかかる福祉施設の受注機会の増大を求めており、障害者雇用の拡大や工賃アップのため地方自治体も積極的に取り組んでいく必要がある。	P26
⑥	基幹相談支援センター	総合的(身体障害・知的障害・精神障害)な相談業務や成年後見制度利用支援を行うため、区市町村や区市町村から業務委託を受けた事業者が設置することができることとされている機関。	P34
⑦	市町村相談支援機能強化事業	区市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など)を区市町村等に配置する事業。専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応や、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行う。	P34
⑧	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業。	P34
⑨	成年後見制度利用支援事業	知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、障害者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行う事業。成年後見の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。	P33
⑩	小規模作業所	人的配置や設備的な条件などから、法律に基づく施設になっていない作業所。多くは都や区の独自事業となっている。	P39